

VI. 各国の取り組みと課題等に関する比較・整理

1. 外国人に関する各国統計比較

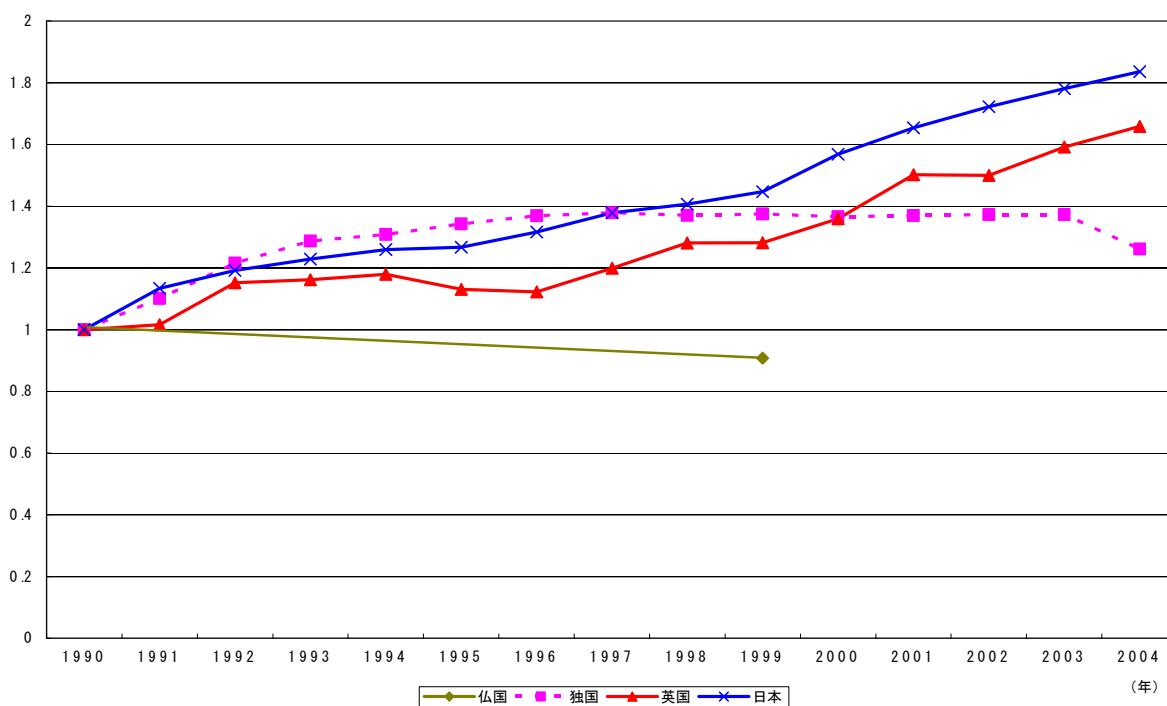
我が国と英独仏各国における移民問題・外国人問題に関する比較と、我が国における課題の解決に向けて参考となる取り組みを整理する上で、まずはそれぞれの国における移民・外国人の現況につき、概略を統計から整理する。

(1) 在留外国人数の推移

在留外国人数の推移をみると、仏国だけはほぼ横ばいか減少傾向とみられるが、そのほかの国では増加基調にある。

平成 2（1990）年を 1 とした場合、平成 16（2004）年時点での伸び率が最も高いのは我が国であり、1.84 倍となっている。

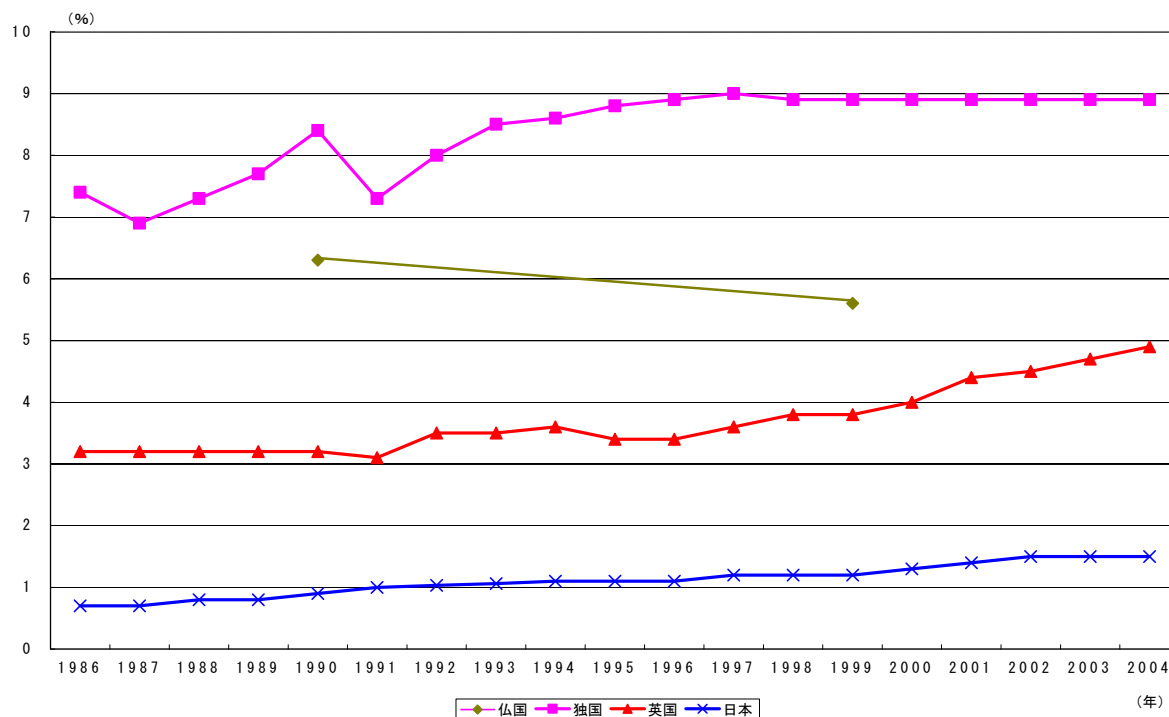
図表一 54 各国における在留外国人数の推移（1990年＝1とした指数）



資料) OECD, International Migration Outlook 2006 Edition (2006 年) より作成

総人口に占める在留外国人比率は、独国が約 9 %、仏国が約 6 %、英国が約 5 %に対して、我が国は 2 %を下回る低い水準にある。ただし、その推移をみると、仏国では減少傾向、独国ではほぼ横ばいなのに対して、英国と我が国では増加傾向にある。

図表－ 55 総人口に占める在留外国人比率の推移



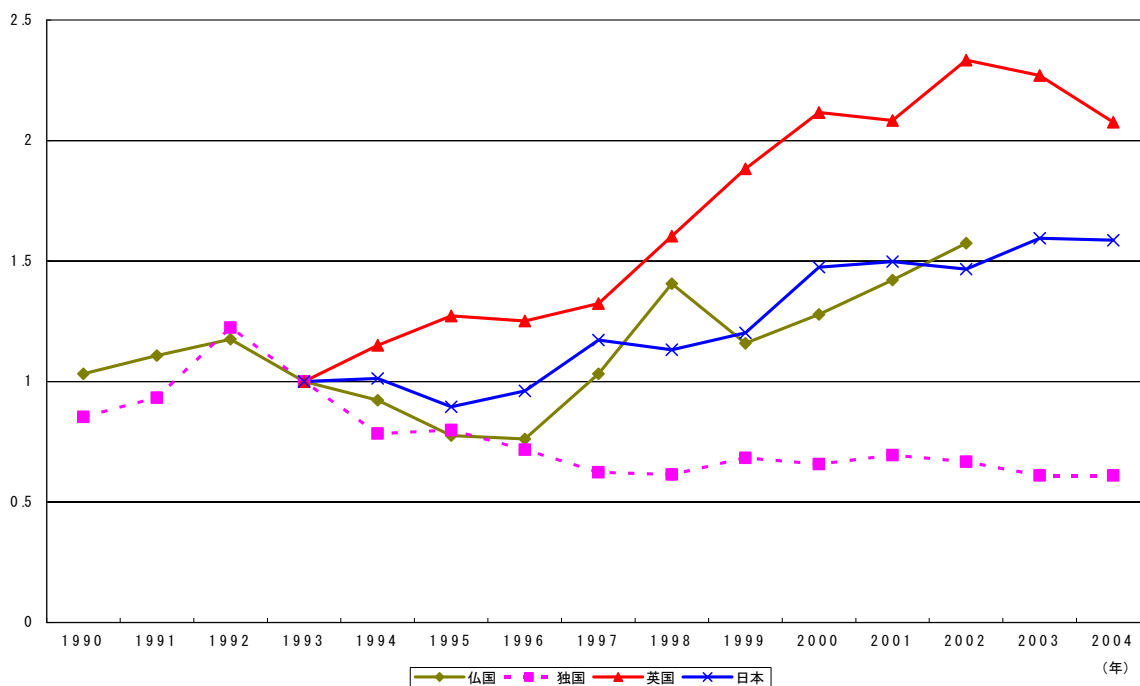
資料) OECD, International Migration Outlook 2006 Edition (2006年) より作成

(2) 流入外国人数の推移

流入外国人数の推移をみると、独国は減少傾向にあるものの、そのほかの国では増加基調となっている。

平成5(1993)年を1とした場合、平成16(2004)年時点での伸び率が最も高いのは英国であり、2.08倍となっている。

図表－ 56 各国における流入外国人数の推移（1993年＝1とした指数）

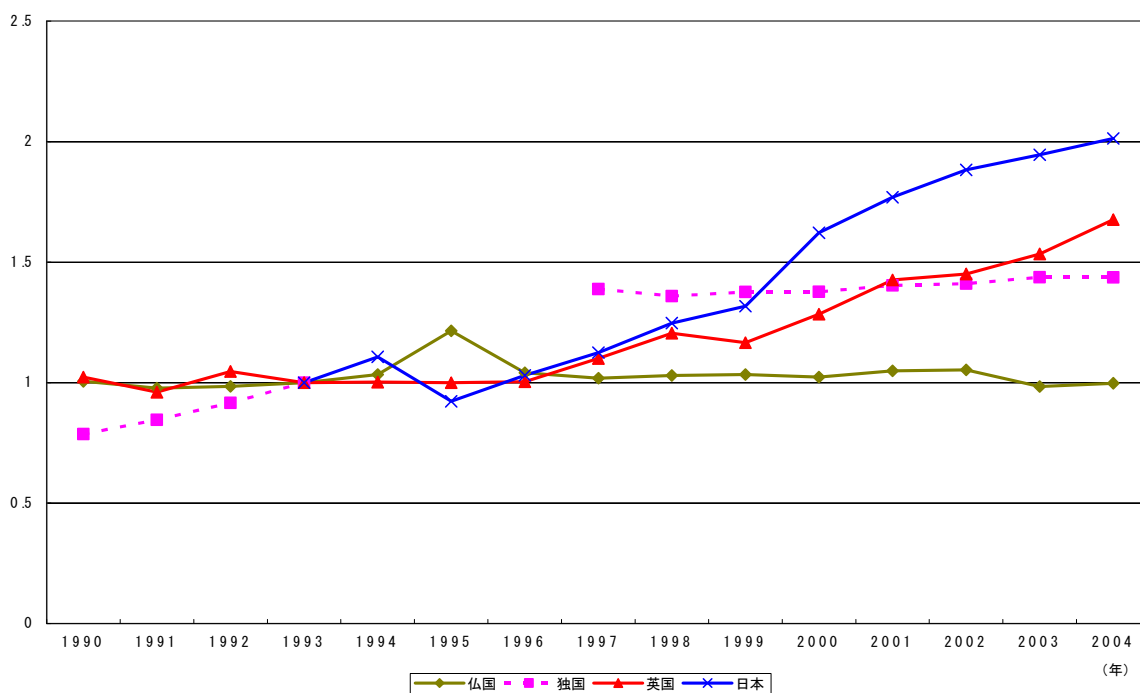


資料) OECD, International Migration Outlook 2006 Edition (2006年) より作成

(3) 外国人労働者数の推移

外国人労働者数の推移をみると、独国、仏国ではほぼ横ばいだが、英国、我が国は増加基調である。特に平成5（1993）年を1とした場合、我が国の平成16（2004）年時点での伸び率は2.01倍と高い水準にある。

図表－ 57 各国における外国人労働者数の推移（1993年＝1とした指数）



資料) OECD, International Migration Outlook 2006 Edition (2006年) より作成

2. 各国の取り組みや課題の比較対照と整理

(1) 受入に関する取り組み

外国人の受入政策では、各国とも共通して高度技能者の受入に積極的であり、受入の円滑化に向けた制限の緩和等の受入推進策が実施または検討されている。

各国の特徴的な取り組みとしては、英国における外国人の技能レベルを客観的基準で点数化する高度技能移民プログラム（ポイント制度）、独国における在留資格の簡素化と高度技能者への無期限定住許可、仏国における高度技能労働者受入手続きの緩和措置等が挙げられる。

図表一 58 受入に係る各国の取り組みの概要

国	取り組み
日本	<ul style="list-style-type: none"> ■27の在留資格に基づき外国人を受け入れている。 ■非熟練労働（単純労働）者の受入を原則認めていない。 ■専門的・技術的分野の外国人労働者の受入を積極的に実施する。 ■歴史的・政治的背景から、原則として日系人には就労制限のない「日本人の配偶者等」や「定住者」の在留資格が付与されている。
英国	<ul style="list-style-type: none"> ■今後、外国人の受入は、技術・資格等により高度技能者、技能労働者、一般労働者、学生、一時的労働者の5区分に区分され、区分ごとの配点表に基づく点数により受入の是非が判断される。 ■1962年以降、漸次、受入を厳格化し、原則として、単純労働者受入は実施していない。ただし、EEA諸国市民は、原則として就労・滞在が自由である。 ・2007年にEU新規加盟の2か国（ブルガリア、ルーマニア）には就労に関する移行措置有り。 季節農業等労働者制度では、各国に数量割当がなされているが、EU新規加盟国によってEEA諸国市民で充足することが見込まれたため、同制度は2010年に終了する。 ■高学歴者や高度技能者の移住促進を目的に、学歴・職歴・英語力等、ポイント制度に基づく外国人の受入を実施（「高度技能移民プログラム」） ■英国由来外国人には、歴史的・政治的背景から、無制限の在留・自由な出入国と就労が可能な永住権の取得可能性が与えられている。
独国	<ul style="list-style-type: none"> ■従来4つあった受入区分を、在留期限の有無による2区分に簡素化している。 ■1973年の「国外募集停止」の決定以来、原則として、単純労働者の受入は実施していない。ただし、EEA諸国市民は原則として就労・滞在が自由である。 ・2004年にEU新規加盟の8か国（マルタ、キプロスを除く）、2007年にEU新規加盟のブルガリア、ルーマニアの2か国には就労に関する移行措置有り。 季節労働者制度は省令で定められており、各国と二国間協定による数量割当がなされている。 ■高度技能者の受入促進のため、高度技能者には最初から無期限定住許可を付与。 ■後れてきた帰還者は、独国人と同等に扱われている。
仏国	<ul style="list-style-type: none"> ■受入区分は原則として大きく4区分からなり、期間や対象者等により細分化されている。 ■1974年以来、原則として単純労働者の受入は実施していない。ただし、EEA諸国市民は原則として就労・滞在が自由である。 ・2004年に新規加盟の8か国（マルタ、キプロスを除く）、2007年に新規加盟のブルガリア、ルーマニアの2か国には就労に関する移行措置有り。ただし、労働市場テストが免除されている職種がある。 季節労働者受入については、原則として労働市場テストが必要であり、二国間協定を締結している国からの受入を認めている。また、仏国入国後の雇用契約があることが受入条件とされている。 ■国際競争力の向上のため、高度技能者の受入には積極的であり、入国手続き上の各種優遇措置等を実施。 ■外国人の受入において、血統による例外はない。

資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表－ 59 受入に係る各国の主要課題と特徴的な取り組み

		課題と取り組みの概要	取り組みのメリット
英国	課題	* 経済成長の持続と高齢化に伴い深刻な労働力不足に陥ったため、国際競争力維持・向上に向け、高度技能者や熟練労働者を対象とした規制緩和措置が求められた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国を希望する外国人にとって基準が明確でわかりやすく、対応が容易。
	取り組み	■高度技能移民プログラムの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高学歴者や高度技能者の移住を促進するために導入されたポイント制度。技能レベルを客観的基準で点数化し、一定水準以上の場合は労働市場テストの対象とならずに入国・滞在が可能となる。 ・ 受入区分は5つの階層に分かれている。 ・ この制度により入国が認められた外国人は、2年間の滞在が許可された後、3年間の滞在延長が可能となり、合計5年間高度移民として就労した後、永住権の申請が可能となる。 	
独 国	課題	* 国際競争力の維持・向上のため、経済界からIT技術者等の専門知識を有する外国人の導入に関する要請が高まっていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国を希望する外国人にとってわかりやすい。 ・ 高度技能者の手続き負担が軽減される。
	取り組み	■在留資格の簡素化と高度技能者への無期限定住許可 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来、4つあった在留資格を在留期限の有無による2つに簡素化した。 ・ 従来、新規移民は期限付き在留資格しか得られなかったが、先進国の大学卒業者等高度技能者は当初から無期限定住許可を得ることが可能となった。 	
仏 国	課題	* 国際競争力を高めるため、高技能労働者の受入を積極的に進めることが求められた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国を希望する高度技能者の手続き負担、時間的ロスが軽減される。
	取り組み	■高度技能労働者受入手続きの緩和措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規に入国する外国人のうち、上級管理職等、一定の条件を満たす高度技能労働者について、臨時滞在許可証がスピード発行される等、高度技能労働者の入国条件や受入手続きを緩和。 ・ 臨時滞在許可証は1年間有効で更新可能。 ・ 別途、国内各分野の発展に寄与すると考えられる「能力と才能」という区分に該当する場合は、3年間有効な滞在許可が付与される。 ・ 臨時滞在許可証を5年間保持すると、10年間有効な正規滞在許可証を受ける権利が得られる。 	

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(2) 在留管理に関する取り組み

在留管理制度では、滞在中の居住状況や就労等の諸活動の管理のあり方や手法に差異がみられ、英国のように原則として外国人の居住状況を把握・管理する制度がない国もある。

各国の特徴的な取り組みとしては、英国における企業・大学が実質的な在留管理を行う保証人制度の導入、独国における登録情報の管理円滑化と政策検討への活用等を可能とする登録情報の一元管理とデータベース化、仏国における滞在許可付与の要件となる正規滞在期間の延長等の滞在許可制度の強化等が挙げられる。

図表－60 在留管理に係る各国の取り組みの概要

国	取り組み
日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入国後 90 日を超えて国内に滞在する外国人、日本国内で出生あるいは日本国籍を離脱した外国人が、外国人登録による在留管理の対象となる。 ■ 滞在中の就労等の諸活動は、在留資格ごとに定められた範囲内においてのみ認められる。 ■ 出入国管理制度（入国時の審査）、外国人登録制度（滞在中の管理）で在留管理を実施している。外国人登録業務は、法定受託事務として市町村が実施している。
英国	<ul style="list-style-type: none"> ■ 6 か月以上国内に滞在する場合、事前に査証を取得しなくてはならない。 ■ 入国後に滞在理由や帰還等に変更が生じた場合のみ、居住許可証を申請する。 ■ 原則として、在留管理を目的とした日本の外国人登録に類する制度はない。しかし、例外として、当局の指定した要注意国からの移民を対象とした登録制度、A8 を対象とした労働者登録制度がある。 <p>一般の外国人の在留管理を行う制度がないため、移民を受け入れる企業や大学を認証し、さらに当該企業・大学が労働者や学生を認証する保証人制度を導入する。</p>
独国	<ul style="list-style-type: none"> ■ 90 日以上国内に滞在する場合、滞在許可の取得が必要である。 ■ 連邦法が定める外国人登録制度に基づき、市町村が業務を実施している。 <p>登録情報は中央政府に集約され、外国人中央登録簿に登録されている。</p>
仏国	<ul style="list-style-type: none"> ■ 90 日以上国内に滞在する場合、臨時滞在許可証の取得が必要である。 ■ 外国人には居住地での登録制度があり、住居を変更した場合、以前の居住地と職業について新しい居住地において申請する必要がある。

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

○シェンゲン協定について

1985 年にルクセンブルグのシェンゲンで締結された「共通国境管理の漸進的撤廃に関する協定」、1990 年に締結された「シェンゲン実施条約」からなり、協定国間の出入国手続きを簡素化し、協定国間の移動を国内移動と同等の扱いとすることを目的とするものである。

協定国は以下の 26 か国。

ベルギー、仏国、独国、ルクセンブルグ、オランダ（1985 年 6 月 14 日調印、1995 年 3 月 26 日実施）、イタリア（1990 年 11 月 27 日調印、1997 年 10 月 26 日実施）、ポルトガル、スペイン（1992 年 6 月 25 日調印、1995 年 3 月 26 日実施）、ギリシャ（1992 年 11 月 6 日調印、1997 年 12 月 8 日実施）、オーストリア（1995 年 4 月 28 日調印、1997 年 12 月 1 日実施）、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン（1996 年 12 月 19 日調印、2001 年 3 月 25 日実施）、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア（2004 年 5 月 1 日調印、未実施）、スイス（2004 年 10 月 16 日調印、未実施）

なお、独仏国はシェンゲン協定の締結国であるため、90 日以内の域内滞在であれば、査証が不要とされている。一方、シェンゲン協定に参加していない英国は、これを 6 か月としている。

図表－ 61 在留管理に係る各国の特徴的な取り組み

		課題と取り組みの概要	取り組みのメリット
英国	課題	* 不法在留者対策として、在留管理の仕組みを確立することが求められていた。	<ul style="list-style-type: none"> 適切な管理を行わなければ認証を失うため、企業・大学による適切な在留管理が期待できる。
	取り組み	■保証人制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> 不法在留者対策として、移民を受け入れる企業・大学を認証し、認証を受けた企業・大学が労働者や学生を認証するという形式で在留管理を行う制度。保証人となった外国人に不審な行動や雇用条件、職務内容等の変更があった場合は、企業・大学は内務省移民国籍局に速やかに報告することが義務付けられる。 	
独 国	課題	* 外国人労働者が想定した以上に定着率が高かったため、自発的な帰還の促進とともに、在留管理の徹底、制度の整備充実が求められた。	<ul style="list-style-type: none"> 登録情報の一元管理により、在留管理や政策検討への情報の活用が可能となる。
	取り組み	■登録情報の連邦政府での一元管理とデータベース化 <ul style="list-style-type: none"> 外国人登録のうち定められた情報は連邦政府に集約され、3か月以上の滞在経験を有する者、特別な事情を有する者の情報は外国人中央登録簿に登録される。 外国人中央登録簿の情報はデータベース化され、必要と権限に応じてこれを活用することができ、また統計化されて広く政策検討に活用される。 	
仏 国	課題	* 不法在留者対策として、在留許可要件の厳格化等、規制を強化することが求められた。	<ul style="list-style-type: none"> 滞在許可の要件強化により不法滞在者の減少が期待できる。
	取り組み	■滞在許可制度の強化 <ul style="list-style-type: none"> 仏国籍の子どもの父母に対する滞在許可証付与の要件である正規滞在の期間が2年から3年に、仏国籍取得の要件が婚姻後2年から4年に延長に、家族呼び寄せの要件が正規滞在1年から1年半にそれぞれ延長された。 	

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(3) 社会的統合に関する取り組み

社会的統合政策では、独仏において言語講習等を中心とした事業が実施されているが、英国では社会的統合の積極的な対象は難民が中心である。これに対して、我が国では統一的な社会的統合政策は実施されておらず、一部の地方自治体の独自施策にとどまる。

各国の特徴的な取り組みとしては、英国の入国する外国人への英語力証明の義務化、独国の新規移民に対する独語及び独国一般常識の統合コースの受講義務付け、仏国の滞在外国人に対する仏国の基本理念と仏語、日常生活知識等の研修の受講を義務付ける、国または県知事との受入・統合契約の導入等が挙げられる。

図表－ 62 社会的統合に係る各国の取り組み状況について

国	取り組み
日本	<ul style="list-style-type: none"> ■国による社会的統合政策は実施されていない。 受入後の社会的統合に関する包括的な施策は行われていない。ただし、外国人が多く居住する地方自治体では、独自の取り組みを実施している。 ■外国人子女に対する義務教育の規定はなく、社会的統合に関する包括的な施策は行われていない。ただし、外国人が多く居住する地方自治体では、外国人子女に対する独自の取り組みを実施している。
英国	<ul style="list-style-type: none"> ■一般の新規移民に対する社会的統合は、歴史的経緯からも優先度が低い。 ■外国人子女に対する教育の義務規定はない。
独国	<ul style="list-style-type: none"> ■原則として、独語を話すことのできない新規移民に対し、統合コースの受講が義務付けられている。 統合コースによる言語及び独国社会の常識といった基礎項目以外の統合政策については州政府に権限と責任が委譲されている。 ■外国人子女が義務教育の対象年齢に当たる場合、就学義務が課される。
仏国	<ul style="list-style-type: none"> ■1年以上滞在外国人が国（県知事）と結ぶ「受入・統合契約」を実施している。 同契約は、外国人に共和国の基本的理念の尊重、契約が定める言語講習等の研修の受講を義務付けるものである。 ■外国人子女も仏国人の子女と同様、教育の義務が定められている。

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表－ 63 社会的統合に係る各国の特徴的な取り組み

		課題と取り組みの概要	取り組みのメリット
英国	課題	* 社会的統合における最大の壁は言語であることから、受け入れる外国人の英語力を確認する仕組みが求められた。	・言語に課題のない外国人を選択的に受け入れることで、社会的統合が容易となる。
	取り組み	■英語力証明の義務化 ・受入に際して一定の英語力の証明を求める方針が示されており、具体的にはポイント制度の階層に応じた英語力を求める方向で導入が想定されている。	
独 国	課題	* 戦後の労働力不足に対応して大量に受け入れた外国人労働者の定着率が予想以上に高かったため、移民の2世、3世も含めた社会統合の充実が求められた。	・社会的統合の壁である言語や一般常識の修得を義務化することで社会的統合の円滑化が図られる
	取り組み	■統合コースの受講義務付け ・独語及び独国における一般常識を学ぶプログラムであり、原則として独語を話すことのできない新規移民に対して義務化され、既入国移民も希望すれば受講する権利がある。 ・プログラムは、600時間の独語教育、30時間の歴史・文化・法律等の学習からなる。	
仏 国	課題	* 仏国においては共和国の理念が重視されており、仏国社会に長期滞在する外国人に対しても、共和国の基本である男女同権、正教分離等の理念の尊重が求められた。	・言語、公民、生活知識等、幅広い研修を義務付けることで、社会的統合の円滑化が図られる。
	取り組み	■受入・統合契約の導入 ・仏国に1年以上滞在する外国人が国（県知事）と結ぶ1回の更新が可能な1年の契約で、この契約により仏国の基本理念の尊重と定められた研修が外国人に義務付けられる。国は無料で公民や仏語、日常生活知識等の研修プログラムを提供する。 ・プログラムは、最大400時間の仏語教育、8時間の公民研修等からなる。	

資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

3. 我が国の課題解決に参考となる他国の取り組み事項

ここでは、本調査で整理した他国の取り組みのうち、IIの4.で整理した我が国の課題に照らして参考となる取り組み事項を取り上げ、そのメリット、デメリットと我が国における検討の方向性を整理する。

なお、参考となる取り組みを挙げた国と我が国とは外国人問題の歴史的経緯や現在の状況が異なること、我が国における今後の外国人受入に係る方針は現在も検討途上にあること等から、他国の取組を導入することが必ずしも適切とはいえない点に留意が必要である。

(1) 受入に関する取り組み

A 我が国の課題と参考となる他国の取組

IIの4.(1)で整理した通り、我が国の外国人受入政策に係る主要な課題は「外国人労働者受入認定基準の体系性、統一性が不十分である」点である。

こうした課題に対し、2.(1)で整理した諸外国の取り組みの中で、解決に向けて参考となる取り組みとして英国の高度技能移民プログラムと呼ばれるポイント制度が挙げられる。

B ポイント制度のメリット、デメリットと我が国における検討の方向性

ポイント制度のような統一的、客観的基準によって外国人の技能レベルを評価する仕組みを導入するメリットは、入国を希望する外国人にとって規準が明確でわかりやすく、入国に向けた準備、対応が容易であるため、高度な技能を有する外国人の受入円滑化が図られる点にある。

一方、デメリットとして、全ての要素をポイント化することが困難であり、外国人の有する多様な技能をポイント制度だけで完全に評価することは難しい。このため、求める人材像に合致する外国人を確実に受け入れられるとは言い難い点が挙げられる。

そこで、我が国の今後の受入政策において、基準の体系性、統一性を確保するためにポイント制度のような統一的、客観的基準による評価システムの導入を検討する場合には、ポイント制度の枠組みでは評価が困難な技能を有する外国人について、別途個別的な審査を行う枠組みを併行して用意することも検討することが必要と考えられる。

(2) 在留管理に関する取り組み

A 我が国の課題と参考となる他国の取組

IIの4.(2)で整理した通り、我が国の外国人受入政策に係る主要な課題は、「入国後の勤務先変更や退職、通学先変更や退学に関する報告義務がないため、入管では的確な把握を行うことが難しい」点である。

こうした課題に対し、2.(2)で整理した諸外国の取り組みの中で、解決に向けて参考となる取り組みとして、英国における保証人制度が挙げられる。

B 保証人制度のメリット、デメリットと我が国における検討の方向性

英国の保証人制度のような仕組みのメリットは、保証人となる受入先の企業・大学は、適切な管理を行わなければ認証を失うため、管理の徹底が期待できる。また、こうした制度を通じて、受入先となる企業・大学の改善、適正化が促進され、高度な技能を有する外国人の適切な育成や国内における活動の活性化も促進されるものと期待できる。

一方、デメリットとして、こうした負担に対し、企業や大学が外国人の高度技能者や技術実習生、就学生、留学生の受入に消極的となり、我が国の産業の発展に寄与する外国人の受入を抑制する要因となる懸念がある。

そこで、我が国の今後の在留管理政策において、受入先となる企業や大学に対し、受け入れた外国人の在留管理に一定の対応と責任を求める仕組みを検討する場合には、受入の促進に向けた支援の充実をあわせて検討することが必要と考えられる。

(3) 社会的統合に関する取り組み

A 我が国の課題と参考となる他国の取組

II の 4. (3) で整理した通り、我が国の外国人受入政策に係る主要な課題は、「体系的な社会的統合政策が実施されていない」、「外国人子女に対する教育に関する統一的な制度がない」といった点が挙げられる。

これらの課題に対し、2. (3) で整理した諸外国の取り組みの中で、解決に向けて参考となる取り組みとして、独国における統合コースの受講義務付け、仏国における受入・統合契約の導入が挙げられる。

B 統合教育義務付けのメリット、デメリットと我が国における検討の方向性

独国、仏国の例のような、統合教育義務付けのメリットは、新規外国人やその子女に対し、語学、日常生活知識等の基礎的な統合教育の受講を義務付けることで、外国人の社会的統合の円滑化が期待できることが挙げられる。

一方、デメリットとして、外国人に受講を義務付ける場合、独国、仏国の例にみられる通り、教育は無償で提供することが想定される。このコスト負担の妥当性に国民のコンセンサスを得ることが必要となる。

そこで、我が国の今後の社会統合政策において、無償提供を前提とした統合教育義務付けの仕組みの導入を検討する場合には、統合教育の効果が外国人本人だけでなく、外国人が生活し活動する地域の利益、ひいては我が国の社会全般の利益につながる効果が得られるか否かを十分に検討することが必要である。具体的には、構造改革特区制度を活用し、外国人が特に多く在留している地域において、試験的に統合教育義務付けの制度を導入し、その効果を検証すること等が想定される。

VII. 参考資料

1. 日本語文献

- 自治体国際化協会「ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題」（平成9年2月）
- David A Coleman（福田亘考、千年よしみ訳）「英国の移民政策」『人口問題研究』55-4（平成11年12月）国立社会保障・人口問題研究所
- J E T R O「ジョスパン政権の移民政策（フランス）～規制と緩和の両立を目指す～」（平成12年）『ユーロトレンド』
- 自治体国際化協会「英国の地方自治」（平成13年1月）
- 滝沢正「フランス法」（平成13年）三省堂
- 山口俊夫編「フランス法辞典」（平成14年）東京大学出版会
- 厚生労働省「外国人雇用問題研究報告書」（平成14年7月）
- 本間浩「ドイツにおける難民保護と難民庇護手続法」（平成15年5月）『外国の立法』216号 国立国会図書館
- 経済産業省「通商白書2003」（平成15年7月）
- 自治体国際化協会「ドイツの地方自治」（平成15年8月）
- 石井由香、駒井洋「移民と居住と生活」（平成15年8月）明石書店
- 岡村美保子「サルコジ内相の移民対策法」（平成15年12月）『ジュリスト』No.1258 有斐閣
- 駒井洋「移民をめぐる自治体の政策と社会運動」（平成16年9月）明石書店
- 国際経済交流財団「外国人労働者問題に係る各国の政策・実態調査研究事業報告書」（平成17年3月）
- 法務省出入国管理局「第3次出入国管理基本計画」（平成17年3月）
- 日本貿易振興機構「国境を越えたヒトの移動の促進」（平成17年3月）
- 総合研究開発機構「共に生きる社会を目指してー多文化社会へ向けた政策課題ー」（平成17年6月）
- 依光正哲「日本の移民政策を考える」（平成17年9月）明石書店
- 法務省出入国管理局「平成17年版 出入国管理」（平成17年9月）
- 総務省住民基本台帳カードの利活用手法等に関する検討会（第4回検討会資料）「資料4 外国人の在留管理に関する検討事項」（平成17年11月）
- 労働政策研究・研修機構「欧州における外国人労働者受入制度と社会統合」（平成18年4月）
- 経済産業省「通商白書2006」（平成18年7月）
- 駐日欧州委員会代表部「EU拡大と日本への影響」（平成18年10月）
- 内閣府規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月）
- 林瑞枝「移民法改正：2006年7月24日法」（平成18年12月）『ジュリスト』No.1325 有斐閣

2. 外国語文献

- AGREEMENT ON THE EUROPEAN ECONOMIC AREA, May 2004
- OECD, Trends in International Migration Annual Report 2004 Edition, 2005
- OECD, International Migration Outlook 2006 Edition, 2006
- Home Office, Controlling our borders: Making Migration Work for Britain, Feb 2005
- Home Office, Selective Admission: Making Migration Work for Britain, Jul 2005
- Home Office, A Points-Based System: Making Migration Work for Britain, Mar 2006
- National Statistics, Control of Immigration: Statistics United Kingdom 2005, Aug 2006
- Home Office, Accession Monitoring Report: May 2004 – June 2006, Aug 2006
- Joint Council for the Welfare of Immigrants, High Skilled migrants left in the lurch again by Home Office, Nov 2006
- Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Migration, Integration und Asyl in Zahlen, Dec 2004
- Bundesministerium des Innern, Zuwanderungsrecht und Zuwanderungspolitik, Apr 2005
- Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Das Bundesamt und seine Aufgaben, Aug 2005
- Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Migrationsbericht, Nov 2005
- Der Beauftragte des Senats von Berlin, Encouraging Diversity-Strengthening Cohesion, Apr 2006
- Bundesministerium des Innern, Bericht zur Evaluierung des Gesetzes zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern, Jul 2006
- Bundesministerium des Innern, Evaluation der Integrationskurse nach dem Zuwanderungsgesetz, Dec 2006
- Patrick Weil, Mission d'étude des législations de la nationalité et de l'immigration, No 1196, 1997
- Direction de la Population et des Migrations, Rapport d'activité 2004, 78p.
- Corinne Régnard, Immigration et présence étrangère en France 2004, 29p.
- Haut conseil à l'intégration, Le contrat et l'intégration, 2004
- Direction de la Population et des Migrations, Rapport d'activité 2005
- INSEE, Les immigrés en France, édition 2005
- OMI, « Contrat d'accueil d'intégration, Bilan de l'année 2004 » 2005
- Direction de la Population et des Migrations, Migrations études, No. 135, 2006, 12p.
- Direction de la Population et des Migrations, Migrations études, No. 136, 2006, 12p.
- Direction de la Population et des Migrations, La lettre de la DPM, No. 63, septembre 2006, 8p.
- Haut conseil à l'intégration, Le bilan de la politique d'intégration 2002-2005, 2006
- Catherine Borrel, « Enquêtes annuelles de recensement 2004 et 2005 », No 1098, août 2006.
- Agence française pour les investissements internationaux, Doing Business in France, 2006
- Code de l'entrée et du séjour des étrangers en France, Litec, édition 2006